

SNS等を用いた無登録業者による投資商品の 勧誘等に関する注意喚起

証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐 青山 亮

1 金融庁及び証券取引等監視委員会による 無登録業者に対する取組み

金融商品取引法（以下「金商法」といいます）上の登録を受けていない業者（以下「無登録業者」といいます）が金融商品取引業として詐欺的な投資勧誘等を行った場合には、当該登録を受けた証券会社や投資運用業者等とは異なり、行政（金融庁や財務省地方財務局）の監督権限が及ばず、投資者保護規定に基づく処分等の対応を行うことが困難な場合があります。

このため、金融庁では、登録を受けている業者の一覧を公表するとともに、無登録で金融商品取引業等を行っている者に対して警告書を発出し、その旨、公表しています。

また、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます）では、無登録業者による金商法違反行為の禁止・停止命令に係る裁判所への申立て、及びこれを行うために必要な調査を行っています。

裁判所への申立制度は、証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるというものです。

以上の取組みを行っているものの、無登録業者は様々な手法を用いて詐欺的なファンドの販売や勧誘等の行為を行っており、投資者被害は後を絶ちません。ここでは、無登録業

者による具体的な金商法に反する行為の手口や、詐欺等に遭われた場合の相談窓口等についてご紹介させていただきます。

■金融庁ウェブサイト（免許・許可・登録等を受けている業者一覧）

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

■金融庁ウェブサイト（無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>

■証券監視委ウェブサイト（裁判所への申立て）

<https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html>

2 無登録業者の具体的な事例

上記のとおり、国の登録を受けずに、以下のような行為を行うことは違法（金商法違反）です。

- ・ 出資すれば、事業による収益によって毎月配当金が支払われるなどと勧誘し、出資契約の締結や斡旋を行うこと
- ・ 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等として、報酬を受け取って投資助言を行うこと
- ・ 海外業者が日本居住顧客とFX取引を行うことや、FX取引を媒介すること等

⇒これらを業として行うには、金商法に基づく国の登録が必要です。

投資者の皆様におかれましては、実際に投資する前に、当該業者の登録の有無等を金融庁のウェブサイトですら事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。

3 無登録業者による投資者被害について

無登録業者は、実際は（ほとんど）事業を実施していないのに、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的な業者が多く、以下のような被害が生じる事案が多数発生しています。

- ・ SNS等で知り合った相手から海外当局に登録のあるFX業者を勧められ、個人名義の銀行口座に送金し、FX取引をしたところ、利益が出たのに出金に応じてもらえず、そのうち連絡も取れなくなった。
- ・ 成功体験を語ったブログやSNSの投稿を見て興味を持ち、海外業者とバイナリーオプション取引を開始したが、利益が出ているはずなのに、出金を求めても応じてもらえない。

他の投資者の出資金を原資として、元本や配当を支払う自転車操業を繰り返しているのに、事業・運用を実施しているように見せかけていることがあります。一度や二度の利益配当があったとしても仮装である可能性があり、注意が必要です。

4 SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口の設置について

なお、昨今、上記に加え、著名人等になりましたものを始めとするSNS上の投資広告や投稿等による詐欺被害が数多く発生しており、令和6年6月18日にはこうした詐欺被害に対応するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」が犯罪対策閣僚会議により策定されたところです。

そのような著名人等になりました偽広告等を含め、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等については、金商法に違反する可能性があるところ、金融庁は、当該広告等に関しての情報収集等のうえ、当該広告等の削除につなげるなど、SNS事業者等と連携し対応を実施するため、「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置

いたしました。

つきましては、情報（偽広告等をきっかけに投資や有料の投資アドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭った場合などに限る）をお持ちの方は、以下のウェブサイトの記事要領等をご覧いただき、情報提供をお願いいたします。

■金融庁ウェブサイト（SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口の設置等について）

https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku.html

金融庁及び証券監視委は、引き続き、無登録業者に対する警告書等の発出や、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用等により、金商法違反行為や投資者保護上問題のある行為の抑止に努めてまいりたいと考えております。

無登録業者と取引をして不安に思った場合や、トラブルに遭った場合は、金融庁金融サービス利用者相談室へのご相談、または証券監視委情報提供窓口へ情報をお寄せください。

【情報の提供窓口】

■金融庁金融サービス利用者相談室

「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」

・ 受付時間：平日10時00分～17時00分（電話受付）

・ 電話（ナビダイヤル）：0570-050588

※ IP電話からは、03-6206-6066におかけください。

・ インターネットによる情報の受付

<https://www.fsa.go.jp/opinion/>

■証券監視委 情報提供窓口

・ 電話（ナビダイヤル）：0570-00-3581

※ IP電話からは、03-3581-9909におかけください。

・ インターネットによる情報の受付

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>